

基準財政収入額

「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額である（地方交付税法第2条第4号）。
 具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額である。

$$\boxed{\text{標準的な地方税収入}} \times \boxed{75 / 100} + \boxed{\text{地方譲与税等}}$$

◎ 地方交付税制度が標準的な行政水準を維持するために必要な経費の財源を地方団体に保障することを目的とする以上、基準財政需要額を算定する場合と同様に基準財政収入額の算定も客観的かつ合理的に算定されなければならない。そのために、地方交付税法では、「標準的な一般財源としての基準財政収入額」が合理的に算定されるように、その算定方法の基本的事項について、法律で定めることとしている。

基準財政収入額の対象税目等

基準財政収入額の算定の対象となるのは、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入である。

(1) 都道府県

	項目	算定対象	対象外
一般財源	普通税	(法定普通税のすべて) 道府県民税(除交付金分)、事業税 地方消費税(除交付金分) 不動産取得税 たばこ税(含たばこ交付金) ゴルフ場利用税(除交付金分) 自動車取得税(除交付金分) 軽油引取税(除交付金分) 自動車税、鉱区税 固定資産税(特例分)	法定外普通税
	地方譲与税	地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税	
	その他	都道府県交付金、地方特例交付金	
目的財源	目的税		狩猟税、法定外目的税
	地方譲与税等	航空機燃料譲与税 交通安全対策特別交付金	

(2) 市町村

	項目	算定対象	対象外
一般財源	普通税	(法定普通税のすべて) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税 たばこ税(除たばこ交付金)、鉱産税	法定外普通税
	税交付金	利子割交付金 配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 地方消費税交付金 ゴルフ場利用税交付金 自動車取得税交付金 軽油引取税交付金(指定都市のみ)	
	地方譲与税	地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税(指定都市のみ)、自動車重量譲与税	
	その他	市町村交付金、地方特例交付金	
目的財源	目的税	事業所税	入湯税、都市計画税、水利地益税、法定外目的税
	地方譲与税等	航空機燃料譲与税 交通安全対策特別交付金	

算入率(基準税率・基準率等)

<p>基準財政収入額のうち、地方税(これに相当するものを含む。)に関する部分については、標準税率(標準税率の定めのない税目は、地方税法に定める率)に算入率を乗じて算定している。</p> <p>したがって、地方団体が超過税率若しくは軽減税率を採用している場合であっても、標準税率を用いて基準財政収入額を算定している。</p> <p>算入率を用いているのは、地方団体の自主性、独立性を保障し、自主財源である地方税の税源かん養に対する意欲を失わせないようにするためである。</p> <p>なお、三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止・縮減に伴う税源移譲により財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、所得税から個人住民税への税源移譲相当額を当面100%算入することとしている。</p>
--

算入率	道府県分	市町村分
75%	地方税、地方法人特別譲与税 地方特例交付金	地方税、税交付金、市町村交付金、 地方特例交付金
100%	税源移譲相当額(個人住民税) 地方譲与税(除地方法人特別譲与税) 交通安全対策特別交付金	税源移譲相当額(個人住民税) 地方譲与税 交通安全対策特別交付金

基準財政収入額の算定の基礎

基準財政収入額の算定は、関係官庁等の調査した課税客体の数量や課税実績を基礎としている。

区 分	類	型 例
	税 目	算 定 の 基 礎
①関係官庁等が調査した課税客体の数量等を用いるもの 〔客観的に課税客体の数量等が把握できるものについては、当該数量に標準的な単位当たりの税額を乗ずることにより、あるべき税収入を算定できる。〕	均等割、所得割、配当割、株式等譲渡所得割 個人事業税 ゴルフ場利用税(交付金) 固定資産税(土地・家屋) 自動車税・軽自動車税 自動車取得税 軽油引取税	前年度の納税義務者数等 当該団体に所在するゴルフ場の延利用人員 土地の地目ごとの1㎡当たりの平均価格及びその地積、家屋の1㎡当たりの平均価格及び床面積 当該団体の区域内に定置場を有する自動車の台数 当該団体の区域内に定置場を有する自動車の取得件数 前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量
②課税実績を用いるもの 〔税目の性質上、地方団体の課税努力に左右されないもの等については、課税実績を基礎にして算定することとしている。〕	所得割のうち分離譲渡所得分、固定資産税(償却資産) 法人税割、利子割、法人事業税、地方消費税、不動産取得税、鉱産税、事業所税 たばこ税 鉱区税 市町村交付金(都道府県交付金)	当該年度の当初調定額 前年度の課税標準等の額 前年度の課税標準数量 当該年度の鉱業原簿に登録されている鉱区の面積等 前年度の交付金算定標準額
③交付又は譲与の実績を用いるもの 〔国等が一定の水準に基づいて交付又は譲与するものであって、地方団体の徴税努力に無関係なものについては、前年度又は当該年度に交付又は譲与された額を基礎に算定できる。〕	地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税 利子割交付金、地方消費税交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金 地方特例交付金	前年度の譲与額 前年度の交付額 当該年度の交付額